

第1章 支局の概況

1. 沿革

自動車事務所の設置(昭和22年3月25日)

各都道府県に鉄道局の地方機関として自動車事務所が設置され、民営自動車及び車両整備工場に対する石油製品並びに指定生産資材の割当官署として発足しました。

道路運送管理事務所の設置(昭和23年1月1日)

道路運送に関する公共の福祉を確保するために自動車事務所を廃止して、運輸省直轄の地方機関として道路運送管理事務所が各都道府県に設置されました。自動車運送事業、自家用自動車の使用に関する行政事務と自動車の登録及び検査を所掌しました。

陸運局(分室)の設置(昭和24年6月1日)

道路運送管理事務所は廃止され、それぞれ陸運局として発足し、陸運局下部組織として新潟陸運局分室が設置されました。

県陸運事務所の設置(昭和24年11月1日)

地方自治の強化のため陸運局分室を廃止し、陸運事務所を設置し、道路運送法、道路運送車両法、指定生産資材割当規則、石油製品配給規則並びに指定物資輸送証明規則に基づく運輸大臣権限の一部を所掌することとなりました。

県陸運事務所長岡支所の新設(昭和53年1月25日)

長岡支所が新設されました。

陸運支局と自動車検査登録事務所の設置(昭和60年4月1日)

新潟県陸運事務所、同長岡支所は新潟運輸局新潟陸運支局及び同長岡自動車検査登録事務所となりました。

国土交通省の設置(平成13年1月6日)

従来の運輸省、建設省、国土庁及び北海道開発庁が統合され国土交通省として発足しました。

北陸信越運輸局に名称変更及び管轄区域を変更(平成14年7月1日)

国土交通省組織令の一部を改正する政令(平成14年6月7日政令第200号)の施行により、新潟運輸局を北陸信越運輸局に名称を変更するとともに、山形県と秋田県を東北運輸局に、富山

県と石川県を中部運輸局から北陸信越運輸局に移管し、北陸信越運輸局の管轄は新潟県、長野県、富山県、石川県の4県となりました。

新潟運輸支局の設置と検査部門の独立行政法人化(平成14年7月1日)

国土交通省組織令の一部を改正する政令(平成14年6月7日政令第200号)の施行により、新潟陸運支局を新潟運輸支局に名称を変更しました。また、同時に自動車検査独立行政法人(平成11年12月22日法律第218号)の施行により、検査部門が国の機関から分離され、自動車検査独立行政法人北陸信越検査部として発足しました。

2. 管内図



3. 庁舎及び自動車検査場案内図

(1)新潟運輸支局

〒950-0961新潟県新潟市中央区東出来島14番26号

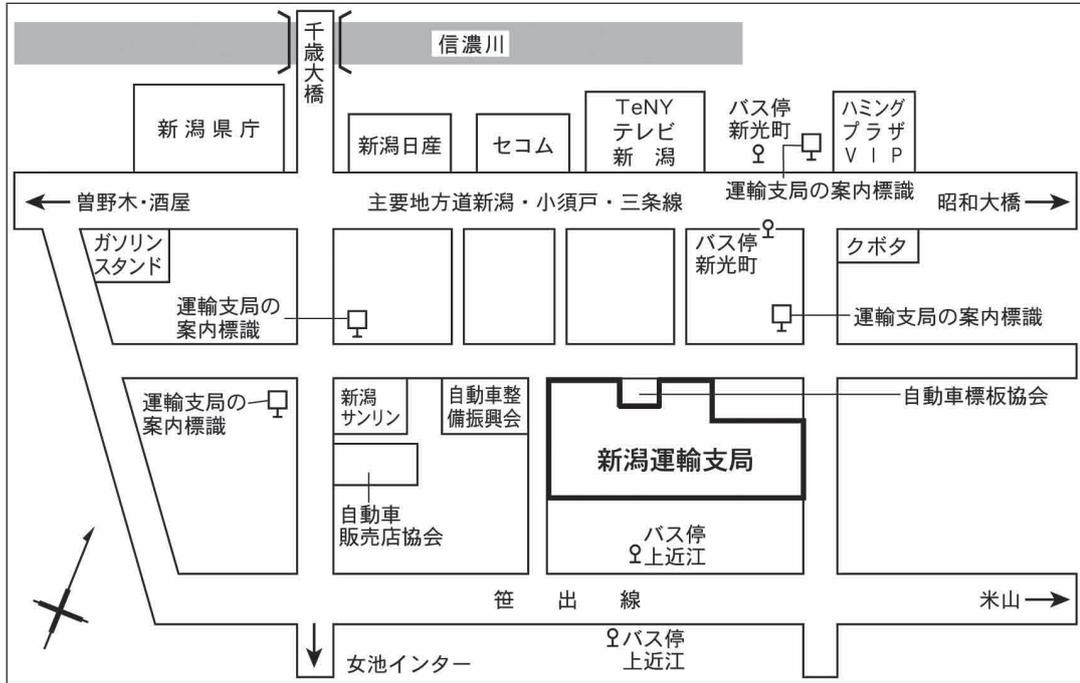


図2

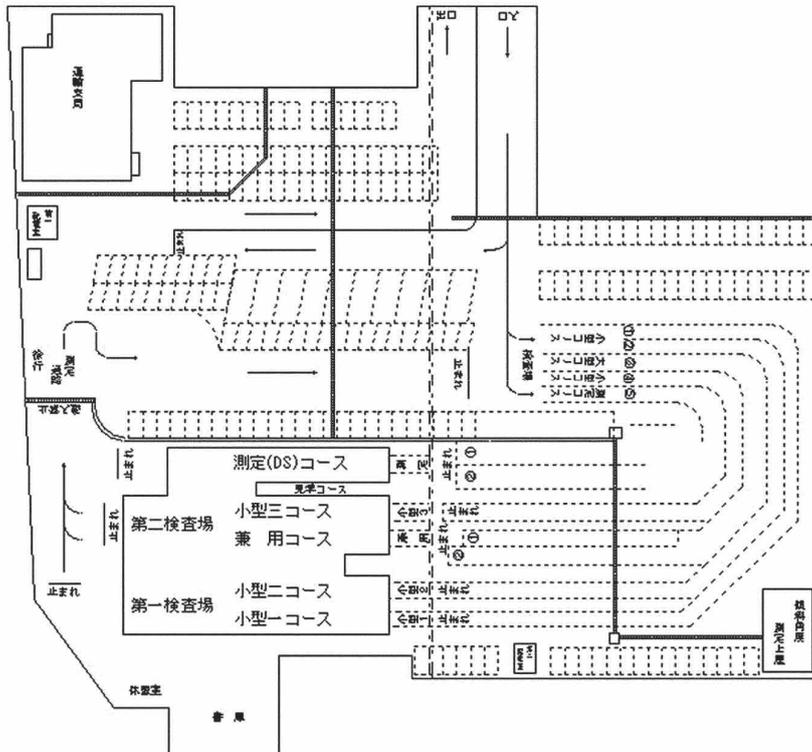


図3

(2)長岡自動車検査登録事務所

〒940-1104新潟県長岡市撰田屋町字外川2643番地1

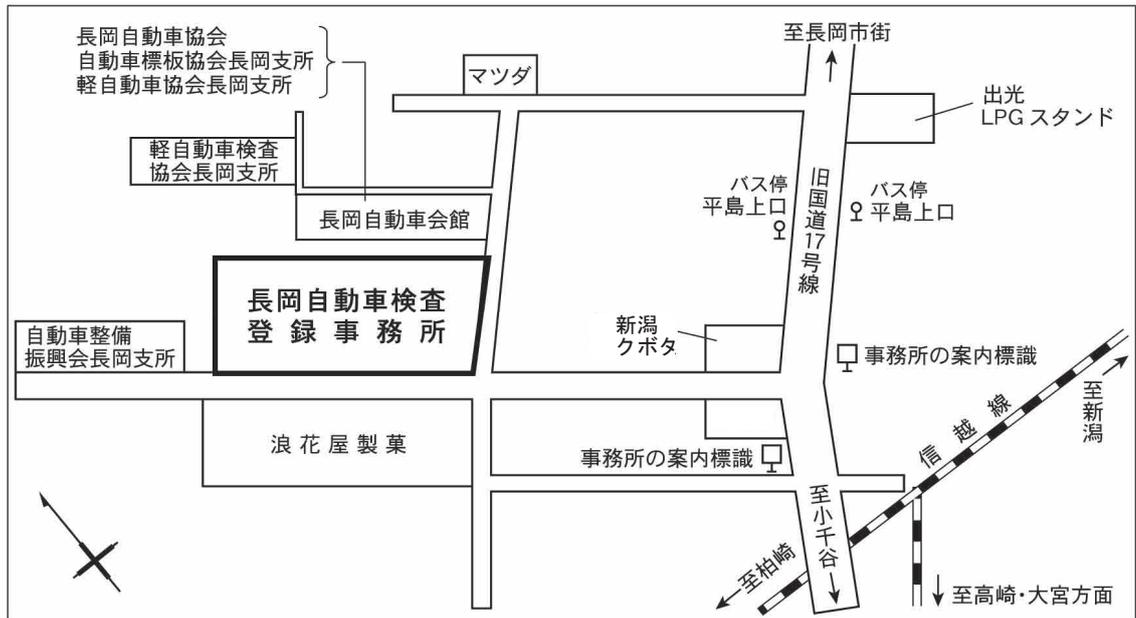


図4

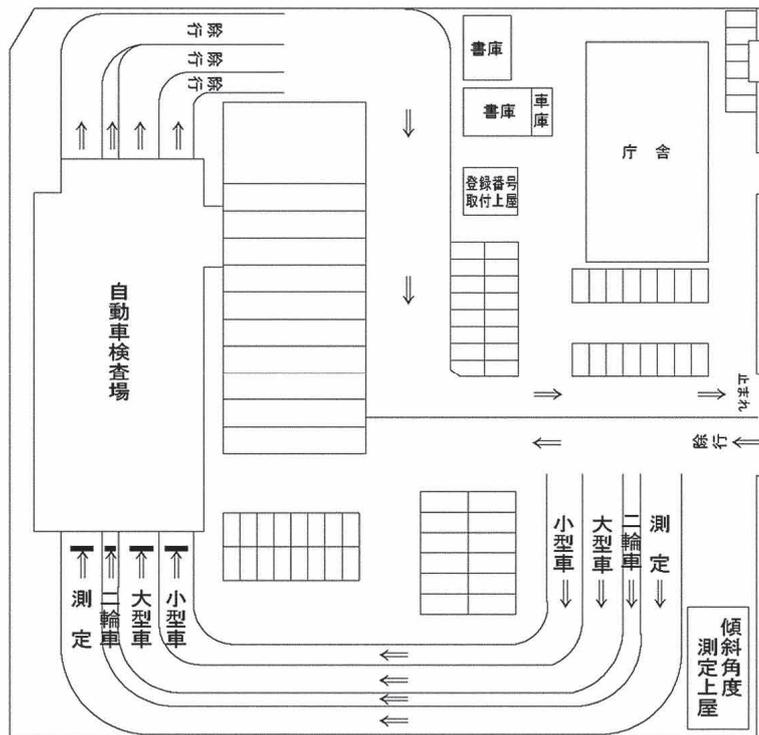


図5

(3)出張車検場

村上自動車検査場 村上市緑町4丁目2番81号

Tel.0254-52-3773

佐渡自動車検査場 佐渡市佐和田大字八幡字達美2075-1

Tel.0259-52-3061

上越自動車検査場 上越市三ツ屋45番4

Tel.0255-43-3224

4. 組織と事務分掌

